2023 年 5 月 18 日策定

－2023 年度版－

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

第１１５条第１項又は第１１９条第１項に基づく

定期報告書（特定荷主等）　記入要領

2023 年 5 月 18 日

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」第１１５条第１項又は第１１９条第１項条に基づく定期報告書（特定荷主等）　記入要領

はじめに

この記入要領は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「旧省エネ法」という。）は 2022 年度に法改正を行い、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「改正省エネ法」という。）に名称を変更し、非化石エネルギーも含めた全エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を求める法律となりました。

※法律名の略称について、旧省エネ法と改正省エネ法で考え方が変わらない部分の説明においては、本書では単に「省エネ法」と記載しております。

この記入要領は、改正省エネ法第１１５条第１条又は第１１９条第１項に基づく「定期報告書（中長期計画書については以下のとおり）」の記入方法についてまとめたものです。定期報告書様式にある「備考」及びこの記入要領をよく読んだ上、誤記のないようにお願いします。

※重要※　改正省エネ法の施行期日について

改正省エネ法に基づく定期報告書及び中長期計画書は、下記のとおり提出する年度が異なります。2023 年度は「旧省エネ法に基づく定期報告書」及び「改正省エネ法に基づく中長期計画書」を提出いただきますようお願いいたします。

●2023 年度報告

定期報告書　⇒**[旧省エネ法]**

中長期計画書⇒*[改正省エネ法]* …**提出免除の措置を受けている場合も含め、全ての特定荷主に提出していただく必要があります。**

●2024 年度報告

定期報告書　⇒*[改正省エネ法]*

中長期計画書⇒*[改正省エネ法]*

※本書では、改正省エネ法に係る説明は「斜体」「オレンジ色」で記載しています。2024 年度に提出する定期報告書の作成に向けたデータ収集等の参考にしてください。

※中長期計画書については記入要領を用意しておりません。以下手引きをご参照ください。

＜省エネ法の手引き（荷主編）＞

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html#4

＜北海道経済産業局ＨＰ＞

http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enehou_kaisei/index.htm

＜東北経済産業局ＨＰ＞

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/syo_energy.html#syoene_hou

＜関東経済産業局ＨＰ＞

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shoene/1-2-2yuso.html

＜中部経済産業局ＨＰ＞

https://www.chubu.meti.go.jp/d33shouene/index.html

＜近畿経済産業局ＨＰ＞

http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/20kaisei_youshiki.html

＜中国経済産業局ＨＰ＞

http://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/energy/p4021_sub.html#ninushi

＜四国経済産業局ＨＰ＞

https://www.shikoku.meti.go.jp/03_sesakudocs/0503_energy/energy_index.html

＜九州経済産業局ＨＰ＞

http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/shou_ene/shouene_220401.html

＜資源エネルギー庁ＨＰ＞

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/procedure/index.html

1.　定期報告書の提出対象となる荷主

定期報告書の提出対象は、改正省エネ法第１０９条の規定に基づく「特定荷主」及び第１１７条の規定に基づく「認定管理統括荷主」に指定された荷主です。

なお、「荷主」とは貨物輸送事業者との契約等により貨物を輸送させている事業者、又は貨物輸送事業者との契約等がなくとも、当該貨物の輸送方法等を実質的に決定している事業者をいいます。ここで「貨物輸送事業者」は国内の各地間において発着する他人又は自らの貨物の輸送を、業としてエネルギーを使用して行う者をいいます。

2.　報告義務者及び罰則

定期報告書の提出は、原則、事業者の代表者（例：法人の場合は代表取締役社長等）が行います。

事業者の貨物輸送の管理業務等を委託された管理会社（物流子会社又は 3PL 事業者等）が代行して提出することはできません。

なお、報告を怠った場合、虚偽の報告をした場合は、省エネ法の規定に基づき罰せられます。(50 万円以下の罰金が課される。)

3.　報告書の提出期日、提出先及び提出部数

・提出期限：毎年６月末日（休日の場合は、休日の翌日）

・提 出 先 ：主務大臣（経済産業大臣及び当該事業者が行う事業を所管する大臣）

※経済産業大臣への提出にあたっては、事業者の荷主としての主たる事務所の所在地（本社等）を管轄する経済産業局長あて

※事業所管大臣については、別添資料「事業所管大臣の一覧」を参照して下さい（**別添資料１**）

・提出部数：紙提出の場合：各一部提出

電子報告システムでの提出の場合：提出先を複数選択することで自動的に提出されます。

4.　休業、廃業、転業及び名称変更等

休業、廃業、転業、名称変更等の場合は、その都度、経済産業局にその旨連絡をしてください。

定期報告書の提出先一覧（経済産業局）

経済産業局の窓口	管轄区域	経済産業局の所在地	窓口電話番号 （FAX番号）
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区 北８条西２－１－１ 札幌第一合同庁舎	011-709-2311 (011-726-7474)
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区 本町３－３－１ 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、 新潟県、山梨県 長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区 新都心１－１ さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0362 048-600-0364 048-600-0426 (048-601-1290)
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区 三の丸２－５－２	052-951-2775 (052-951-9801)
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区 大手前１－５－４４ 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051 (06-6966-6089)

中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート３－３３ 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区 博多駅東２－１１－１ 福岡第一合同庁舎	092-482-5474 (092-482-5962)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー対策課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち２－１－１ 那覇第２地方合同庁舎２号館	098-866-1759 (098-860-3710)

［記入注意事項］

1.　一般事項

(1) オンラインによる提出のお願い

2023 年度報告から、原則としてｗｅｂ上で定期報告の作成と提出を一体的に行う電子報告システム「省エネ法・ 温対法・フロン法電子報告システム（ＥＥＧＳ：イーグス)」(以下「ＥＥＧＳ」）によって、定期報告書の作成と提出をいただくこととなりました。なお、定期報告書作成支援ツールで作成したＸＭＬファイルをＥＥＧＳで提出することも可能です。

(2) 定期報告書の提出方法

オンライン提出は、**「ＥＥＧＳ」**※推奨又は**「ｅ－Ｇｏｖ」**から行って下さい。

・ＥＥＧＳ：https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system

・**ｅ－Ｇｏｖ**：https://shinsei.e-gov.go.jp/

オンライン提出の開始にあたっては、事前にＩＤ・パスワードの取得が必要です。初回のみ「電子情報処理組 織使用届（様式第４３）」を所管の経済産業局にご提出ください。各経産局にて受理後、折り返し「ＥＥＧＳ」用のアクセスキー及び「**ｅ－Ｇｏｖ**」用のＩＤ・パスワード等をお知らせします。

必要書類を受理してからシステムへの登録・変更等が完了するまで１か月程度必要となりますので、あらかじめ定期報告書の提出期限を考慮して、時間的な余裕を持った手続きをお願い致します。

オンライン提出の詳細、初回手続き等については、資源エネルギー庁ＨＰ（提出までの流れ）をご覧ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/procedure/index.html

なお、「ＥＥＧＳ」及び「**ｅ－Ｇｏｖ**」のＩＤ・パスワードを忘れた場合も、所管の経産局までお問い合わせください。

オンライン提出手続に必要な書類

名称	摘要
電子情報処理組織使用届出書 （様式第４３）※	オンライン提出を利用しようとする場合(初回のみ) 受理後、ＩＤ・パスワードを付与
電子情報処理組織使用変更届出書 （様式第４４）	使用届の内容のうち「事業者名」又は「特定荷主番号」等に変更が生じた場合
電子情報処理組織使用廃止届出書 （様式第４５）	オンライン提出の利用を廃止しようとする場合

※定期報告書のほか、省エネ法の中長期計画書やその他各種届出・報告、特定事業者等・特定荷主等以外の輸送事業者等としての各種届出・報告書等や温対法様式についてもＥＥＧＳ等でご提出いただけます。

(3) 事業者の報告範囲

定期報告書は、原則、事業者単位での報告となります。

なお、「荷主連携省エネルギー計画の認定制度」「認定管理統括荷主」の認定を取得している場合、報告範囲が異なりますので、下記の表を参考に報告してください。

	第１表　～　第９表 （事業者単位）	荷主認定―総括表 ～荷主認定―第３表
特定荷主	○	×
認定管理統括荷主	○（グループ単位）	○（事業者単位）
荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた特定荷主	○	×
荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた認定管理統括荷主	○（グループ単位）	○（事業者単位）

※認定管理統括荷主の認定制度について

・一定の資本関係等の密接性を有しており、一体的に省エネ取組を行っている企業グループの親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、当該親会社等が定期報告等の義務を一体的に履行することを認めています。

(4) 報告するエネルギーの範囲

報告するエネルギーの範囲は、省エネ法及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（以下単に「施行規則」という。）に定められているエネルギーのうち貨物輸送に利用するもの、すなわち、揮発油、重油、施行規則で定める石油製品（軽油、石油ガス）、都市ガス並びに電気又は燃料電池から発生した電気等です（後段「【参考】燃料等の定義」を参照）。

改正省エネ法からは非化石エネルギー（非化石燃料、非化石電気）が報告の対象に加わります。輸送機器としては、例えば貨物自動車の場合、電気自動車（EV）、水素自動車（燃料電池自動車（FCV）を含む。）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）及びバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車といった「非化石エネルギー自動車」等が該当します。

なお、主要なエネルギーの種類及び単位は、定期報告書の様式にも示してありますので、これに従って記入してください。

(5) 提出後の記入内容の訂正

報告書を提出した後、記入内容に訂正の必要が生じた場合には、その都度速やかに報告

書の提出先に報告してください。報告書の訂正は原則、訂正箇所を説明した書面を提出してください。（訂正報告書に規定の様式はありませんので、報告にあたっては提出先にご相談ください。）

【参考】燃料等の定義

＜2023 年度報告＞

揮発油（ガソリン）	揮発油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、30～200℃の留分として得られる軽質液体留分。ガソリンと同義。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車や航空機等）に燃料として使用されるものを計上のこと。
軽油	軽油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、200～350℃の留分として得られる中質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留し得られる同様の中質液体留分。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車や船舶等）に燃料として使用されるものを計上のこと。
重油 イ　Ａ重油 ロ　Ｂ・Ｃ重油	重油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、300℃以上の留分として得られる中質・重質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留して得られる同様の重質液体留分。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（船舶等）に燃料として使用されるものを計上のこと。 Ａ重油とは、重油のうち、引火点60℃以上、動粘度20㎟／s以下、残留炭素分4%以下、硫黄分2.0%以下の性状を有するもの。 Ｃ重油とは、重油のうち、引火点 60℃以上、動粘度 20㎟／s以上、残留炭素分 4%以上、硫黄分 2.0%以上の性状を有するもの。
液化石油ガス（ＬＰＧ）	液化石油ガスとは、石油精製・化学工場における原油や石油製品の処理過程において発生するガスの成分中から回収したプロパン、ブタン等を主成分とするガス及び可燃性天然ガスから得られた物質。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車等）に燃料として使用されるものを計上のこと。
ジェット燃料油	ジェット燃料油とは、原理から得られる液体状の炭化水素のうち、ジェットエンジンに使用される燃料として特別の規格、基準に従って製造・調整されたもの。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（航空機等）に燃料として使用されるものを計上のこと。
都市ガス	都市ガスとは、地域の家庭や企業に対して専用の施設及び配管網により、天然ガスや LPG 等を混合・希釈・調整し、地域のガス事業者から配送されるガス。なお、LPG をそのままボンベで供給する事業や、特定の建物等に大型ガスボンベと簡単な配管により供給する「簡易ガス事業」による需給量は、都市ガスには

	含まず LPG に計上する。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車等）に燃料として使用されるものを計上のこと。

昼間買電	昼間買電とは、一般電気事業者（電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者をいう。）から供給を受ける電気で 8 時から 22 時までに使用した電力をいう。定期報告書への記入に当たっては、その使用量を計上のこと。
夜間買電	夜間買電とは、一般電気事業者（電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者をいう。）から供給を受ける電気で 22 時から翌日 8 時までに使用した電力をいう。定期報告書への記入に当たっては、その使用量を計上のこと。
上記以外の買電	上記以外の電力とは、上記の一般電気事業者以外の事業者（PPS や特定供給等の特定電気事業者）から供給を受けた電力をいう。定期報告書への記入に当たっては、その使用量を計上のこと。

＜2024 年度報告＞

揮発油（ガソリン）	同上
軽油	同上
重油 イ　Ａ重油 ロ　Ｂ・Ｃ重油	同上
液化石油ガス（ＬＰＧ）	同上
ジェット燃料油	同上
都市ガス	同上
バイオ燃料	*バイオ燃料とは、バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス。*
バイオエタノール	*バイオエタノールとは、植物や動物などバイオマス由来の資源から作られ、ガソリンを代替する液体燃料。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車等）に燃料として使用されるものを計上のこと。*
バイオディーゼル	*バイオディーゼルとは、廃食油などバイオマス由来の資源から作られ、軽油を代替する液体燃料。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車等）に燃料として使用されるものを計上のこと。*
バイオガス	*バイオガスとは、家畜排泄物、生ゴミ、食品残渣、下水処理場*

	等から発生するバイオマス由来の資源から作られたガスを回収し、燃料製品としたもの。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車等）に燃料として使用されるものを計上のこと。
合成燃料	合成燃料とは、二酸化炭素と水素を合成して製造される燃料であり、複数の炭化水素化合物の集合体で構成され、気体合成燃料（合成メタン等）と液体合成燃料（揮発油、灯油、軽油等）に大別される。定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車等）に燃料として使用されるものを計上のこと。
水素	定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車等）に燃料として使用されるものを計上のこと。 なお、苛性ソーダ製造工程から生じる副生水素を燃料として使用する場合も水素に計上すること。
アンモニア	定期報告書への記入にあたっては、貨物輸送（貨物自動車等）に燃料として使用されるものを計上のこと。

電気事業者からの買電	一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気（オフサイト型PPA（重み付けあり／なし）及び自己託送（非燃料由来の非化石電気／上記以外）を用いたものを除く）。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上すること。 なお、2024年度の定期報告書においては、電気需要平準化評価原単位と電気需要最適化評価原単位の評価の接続性を担保するため、これまで通り昼間／夜間に分けて買電量を把握する必要がある。
オフサイト型PPA	オフサイト型PPAとは、事業所の敷地外に設置した第三者保有の太陽光発電所で発電した電気を、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気をいう。 ただし、FIT／FIP制度対象外で、かつ特定の需要家の電気の需要を満たすことを目的に設置された電源（※）である場合は、「オフサイト型PPA（重み付けあり）」にその使用量を計上すること。その際、重み付けありのオフサイトPPAと重み付けなしのオフサイトPPAは、どちらかの内数とはせず、個別に使用量を計上すること。

		※電源の運転開始時から、特定事業者等と小売電気事業者の間で、特定された電源の電気を供給する旨の契約が存在すること。
自己託送 （非燃料由来の非化石電気／上記以外）		自己託送とは、発電用又は蓄電用の自家用電気工作物（以下「自家用電気工作物」という。）を設置する者が、当該自家用電気工作物を用いて発電又は放電した電気を一般送配電事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用電気工作物を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般送配電事業者が提供する送電サービスをいう。定期報告書の記入に当たっては、この供給を受けた電力量を計上すること。 なお、自己託送により供給を受けた電気のうち、燃料を投じて発電されたもの以外の非化石電気については、「自己託送（非燃料由来の非化石電気）」に計上し、それ以外は「上記以外の自己託送」に計上すること。
自家発電	太陽光	太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する方法により発電した電気の使用量を計上すること。
	風力	風車により風の持つ運動エネルギーを電力に直接変換する方式により発電した電気の使用量を計上すること。
	地熱	地球内部の熱を利用して発電を行った電力の使用量を計上すること。
	水力	水の位置エネルギーをエネルギー源として利用する発電方式により発電した電気の使用量を計上すること。

2.　定期報告書（様式第３０）について

以下(1)～(13)の「記入のポイント」と合わせて、「荷主の省エネ推進の手引き（第７版）」及び「省エネ法にかかるＱ＆Ａ【荷主編】」もご参照ください。

2023 年度報告：＜荷主の省エネ推進の手引き（第７版）＞
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/procedure/ninushi_tebiki_v7.0.pdf

＜省エネ法にかかるＱ＆Ａ【荷主編】＞
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/transport/faq/index.html

2024 年度報告：＜省エネ法の手引き（荷主編）＞
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_02.pdf

(1) 表紙

①報告書冒頭にある右上の欄の※印を付した「受理年月日」及び「処理年月日」欄には記入しないでください。

②報告書の左上の欄には「あて名」を記入してください。経済産業大臣への提出にあたっては、事業者（荷主）の主たる事務所の所在地（本社等）を管轄する経済産業局長としてください。

（例：関東経済産業局長）

加えて、事業者の当該事業が、経済産業省以外の所管である場合には、当該事業所管大臣にも提出してください。

事業所管大臣の一覧については別添資料１を、経済産業省以外の提出先一覧については別添資料２を参照ください。

③報告書の「年月日」欄には提出年月日を、「住所」欄には本社の所在地を、「氏名」欄には企業名並びに代表取締役等の役職名及び代表者名を記入してください。

＜2024 年度報告＞

・「法人名（英語表記）」は単に社名をローマ字表記するのではなく、“～Corporation”のように記載してください。

・上場企業の場合は、銘柄コード欄に、株式銘柄に個別付与された４桁の数字コードを記載してください。

④「特定荷主指定番号」の欄には、事業者（荷主）の主たる事務所の所在地（本社等）

を管轄する経済産業局から通知された６桁の指定番号を記入してください。

⑤「特定排出者番号」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガスの排出量　算定・報告・公表制度」のホームページ上から、「特定排出者コード検索」により事業者ごとの番号を確認の上、９桁の番号を記入してください。

＜温室効果ガス排出量　算定・報告・公表制度ＨＰ　特定排出者コード検索＞
http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search

⑥「事業者名」の欄には、企業名を記入してください。

⑦「荷主の主たる事務所の所在地」の欄には、郵便番号、住所（県名から記入）のほか本報告書に関して問い合わせが可能な担当部署の電話番号を記入してください。

⑧「主たる事業」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、事業者の主たる事業名及び細分類番号（４桁）を記入してください。
なお、日本標準産業分類については、平成２５年１０月改訂（平成２６年４月１日施行）の分類に基づく細分類番号を使用してください。日本標準産業分類の分類表は、総務省統計局のホームページにありますので、そちらを参照してください。
＜総務省統計局のＨＰ＞
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

⑨「作成担当者名」の欄には、本報告書の作成を担当した者（事業者が選任している省エネ責任者等）の職名、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレスを記入してください。担当者が複数人の場合は、代表者を記入してください。

(2) 第１表
①輸送の区分に応じて付表と共通の識別（ID）番号を付与してください。
原則としては次のような設定方法となります。
・ 自家輸送／委託輸送
・ 貨物自動車／船舶／鉄道／航空機／その他
・ 燃料法／燃費法／トンキロ法
・ 前年度と算定方法が違う場合

このほか、幹線輸送／末端輸送（配送＋ミルクラン）など輸送形態、〇〇製品など貨物種類、〇〇会社分など事業組織や委託先輸送会社などに応じて ID を分けても構いませんが、

あまり細かくならないように、まとめられるところはまとめてください。

②「貨物自動車」には、トラックやバン等貨物輸送に使用される自動車（二輪車を除く）が含まれます。

③「その他」には、船舶、鉄道、航空機等貨物自動車以外の輸送機関が含まれます。ただし、索道（リフト、ロープウェイ等）やベルトコンベアでの輸送は含まれません。

④「航空機」には、動力を持つ航空機、すなわち固定翼機（グライダーを除く）と回転翼機（ヘリコプター）及び飛行船等による輸送が含まれます。

⑤区分の（　）内には、その ID の輸送区分を特徴付ける名称を記入してください。
　例：専用便、一次物流、〇〇工場、トラクター、〇〇製品、〇〇事業本部、〇〇会社分

⑥「算定手法」は、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかを記載してください。また、当該 ID に対し「前年度からの変更」があるかを判断し、「有」又は「無」に〇をつけてください。なお、前年度と ID の設定方法が変わった場合、その新しい ID に含まれる前年度の ID の算定手法がいずれも新しい ID の算定手法と同じ場合のみ「無」に〇をつけてください。

⑦「エネルギー使用量」には熱量換算量（GJ）を記入してください。熱量への換算については、下表に掲げる燃料にあっては、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の右欄に掲げる熱量に換算して記入してください。

燃料・電気の種類	固有単位量	発熱量
揮発油	1kl	34.6　GJ
軽油	1kl	37.7　GJ
A 重油	1kl	39.1　GJ
B・C 重油	1kl	41.9　GJ
液化石油ガス(LPG)	1t	50.8　GJ
ジェット燃料油	1kl	36.7　GJ
電気（昼間）	千 kWh	9.97　GJ
電気（夜間）	千 kWh	9.28　GJ
電気（上記以外）	千 kWh	9.76　GJ

出典：施行規則別表第 1
注 1：都市ガスの単位発熱量は、ガス種類別の値を用いてください。
注 2：電気の熱量への換算値については、火力発電所の熱効率から求めた値を用いてください。

注３：電気について、昼夜間の区別ができない場合は、全ての使用量を昼間の使用量としてください。

＜2024 年度報告＞

燃料・電気の種類	固有単位量	発熱量
揮発油	1kl	33.4　GJ
軽油	1kl	38.0　GJ
A 重油	1kl	38.9　GJ
B・C 重油	1kl	41.8　GJ
液化石油ガス(LPG)	1t	50.1　GJ
ジェット燃料油	1kl	36.3　GJ
バイオディーゼル	1kl	23.4　GJ
バイオエタノール	1kl	35.6　GJ
バイオガス	1 千m^3	21.2　GJ
水素	1t	142　GJ
アンモニア	1t	22.5　GJ

出典：施行規則別表第１

注１：都市ガスの単位発熱量は、ガス種類別の値を用いてください。

注２：電気の熱量の換算値については、以下の表をご参照ください。

電気の種類					単位発熱量	
買電	系統電気	自己託送以外	電気事業者からの買電	化石分	8.64	GJ/千 kWh
				非化石分	8.64	
			オフサイトＰＰＡ	非化石 重み付けなし	3.60	
				非化石 重み付けあり	3.60	
		自己託送	非燃料由来の非化石電気		3.60	
			上記以外	化石分	8.64	
				非化石分	8.64	
	自営線（他事業者からの供給）		非燃料由来の非化石電気		3.60	
			上記以外	化石分	8.64	
				非化石分	8.64	
自家発	直接使用・自営線（自社内の供給含む）		非燃料由来の非化石電気（オンサイト PPA 含む）		3.60	
			上記以外		※投入した燃料・熱でカウント（非化石燃料は 0.8 倍）	

➢ 電気事業者からの購入した電気については、使用した電力量(千 kWh)に 8.64(GJ/千 kWh)を乗じて熱量換算してください。なお、蓄電に供した電気のうち、自ら使用した電気及び自己放電した電気は報告の対象となりますが、他人に供給した電気は報告の対象となりませんので算入しないでください。

➢ オフサイト型 PPA のうち、下記２つの条件を満たすものについては、「オフサイト型 PPA（重み付けあり）」欄にその使用量を記入してください。

＜重み付けの条件＞

イ.　FIT／FIP 制度対象外の電源であること

ロ.　特定の需要家の電気の需要を満たすことを目的に設定されていること（※）

（※）電源の運転開始時から、特定荷主等と小売電気事業者の間で、特定された電源の電気を供給する旨の契約が存在すること。

なお、オフサイト型 PPA について熱量換算する際は、発電量（千 kWh）に 3.6（GJ／千 kWh）を乗じて算出してください。

- *「非燃料由来の非化石電気」とは、燃料を投じて発電された非化石電気（バイオマス発電等）を除く非化石電気を意味します。熱量換算の際には、一次換算係数は 3.6（GJ／千 kWh）を用いてください。「上記以外の買電」中の空欄には、例えばバーチャル PPA のような契約で電気の供給を受けている場合に記載してください。*
- *自家発自家消費する太陽光発電等による非化石電気の年間使用量は、メーターを設置し、電力量を測定した数値を読み取って報告してください。なお、メーターの整備が困難である場合には、下記の式を用いて使用量を算出し、報告してください。*

年間使用量（kWh）＝（太陽光発電設備の定格出力※1 ×365 日×24 時間）× 13.8%※2 ÷100

※１　太陽電池の合計出力とパワーコンディショナー（PCS）の出力のいずれか小さい方の出力とし、PCS を複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力と PCS の出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を用いてください。

※２　年間設備利用率の平均値は、調達価格等算定委員会「令和５年度以降の調達価格等に関する意見」に基づき 13.8%とします。

⑧エネルギー使用量の合計については、熱量換算量（GJ）及び原油換算量（kl）を記入してください。熱量換算されたエネルギー使用量を原油換算するにあたっては、国際標準の換算係数を用いて、発熱量千万 kJ（10GJ）に相当する数量を原油 0.258kl として換算してください。また、熱量換算量及び原油換算量は、小数点以下を四捨五入して整数として記入してください。

＜2024 年度報告＞

非化石エネルギーを使用した場合はその使用量を「うち非化石 GJ」の行に記入してください。

⑨「前年度原油換算 kl」の欄は、前年度に提出した定期報告書に記載した値を記入してください。

⑩「対前年度比」の欄は、前年度に提出した定期報告書において記載した値を用いて算出し、小数点以下第２位を四捨五入し百分率（%）で表示してください。算出方法は以下のと

おりです。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\text{（\%）}$$

ただし、前年度において報告義務がなく報告をしていなかった場合は、「対前年度比」の欄は記入する必要はありません。

⑪補足欄には、重量、距離の算定方法、算定対象範囲に関する補足、例外的事項（拡大推計を含む）等を記載してください。また、「算定方法」の「前年度からの変更」が「有」の場合、変更内容を示しつつ変更理由を記載してください。都市ガスについてはガス会社ごとの単位発熱量を用いる場合は単位発熱量の実数を記載してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

［記入例］

- 貨物のうち容積のみがわかっているもの（〇〇、△△など）については、1㎥あたり280kgで重量に換算して求めた。
- 貨物の輸送距離は、工場所在地と出荷先の県庁所在地のみなし距離（最短経路の道のりを計算した距離）を利用した。廃棄物については工場別に最も代表的な最終処分場とのみなし距離とした。
- 輸出入については輸入港から工場、工場から輸出港の輸送を含む。
- 物流センターで受領する商品（プライベートブランドなど）について、センターから店舗までの輸送を対象に算定した。一般の商品は店舗で受領するため対象外となる。
- 内航船舶の燃費データを船会社から入手可能となったため、今年度は燃費法に変更した。

また、算定範囲を図等わかりやすい方法で示し、定期報告書に別紙として添付してください。図中にはID番号を示しどのIDがどの輸送に対応しているかがわかるようにしてください。

［記入例］

（例１）

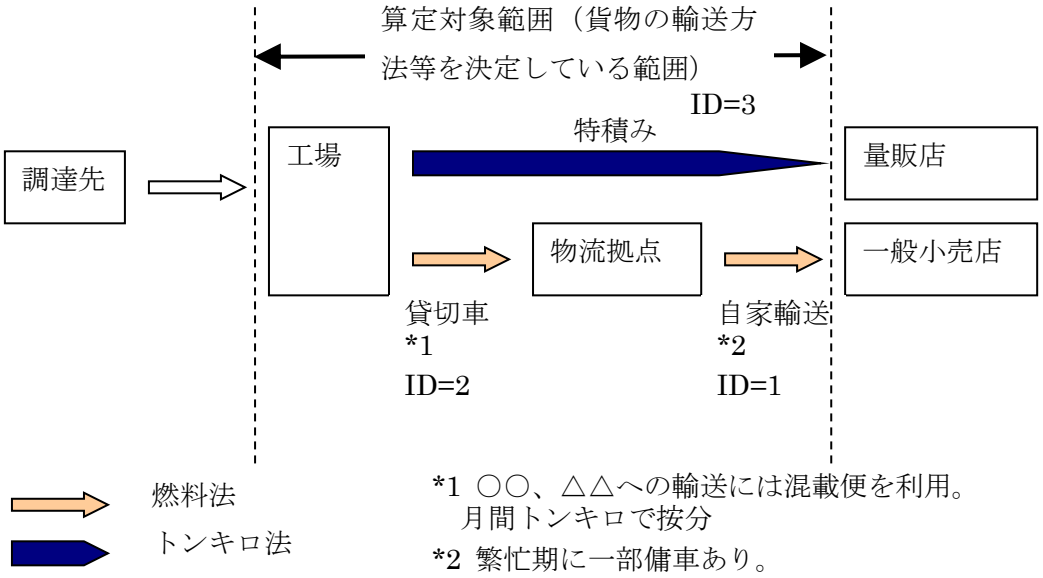

（例２）

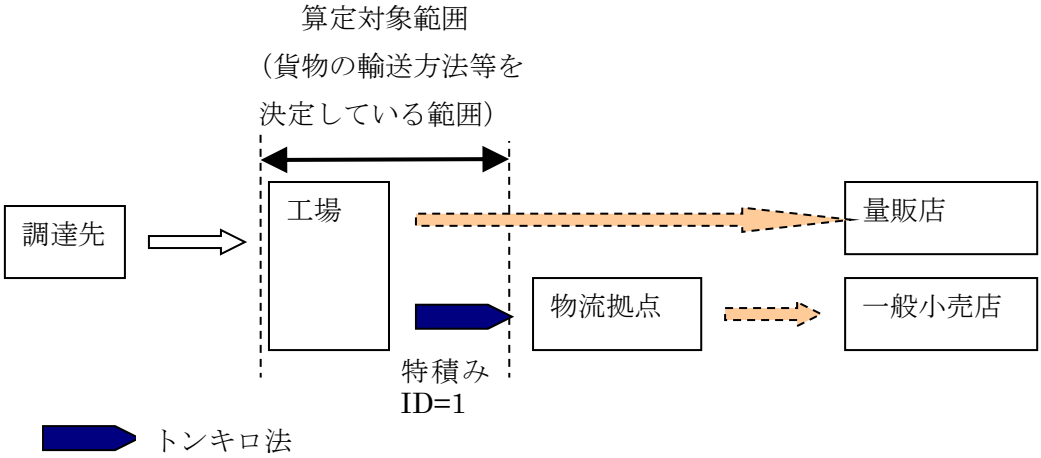

(3) 付表１

①燃料法を用いて算定する輸送区分（ID）が一つでもある場合には、この表にその ID について記入してください。

②ID の設定方法や輸送区分の記載方法は第１表に合わせてください。

③「エネルギー使用量」には固有単位量の数値（軽油の場合には kl）及び熱量換算量（GJ）を記入してください。具体的な固有単位量の単位及び熱量換算係数については、(2) の

表を参照してください。

④補足欄には、燃料法によるエネルギー使用量の算定に関して、算定対象範囲、拡大推計を含む例外的事項、前年度からの算定方法の変更事項等を記載してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

＜2024 年度報告＞
①ＥＶに係る定期報告は、電気使用量を把握し、エネルギー使用量の数値欄に電気使用量（kWh）を記入することとします。
また、本来、電気使用量が把握できる場合は、輸送距離の報告は不要ですが、今後電力消費率（電費）を用いた算定方法を検討するため、付表１に記入する電気使用量に対応する輸送距離ついて、その実測値を補足欄に記入ください。

②その他、バイオディーゼルや水素等の非化石燃料については、「エネルギー使用量」には固有単位量の数値（バイオディーゼルの場合には kl、水素の場合にはトン）及び熱量換算量（GJ）を記入してください。具体的な固有単位量の単位及び熱量換算係数については、(2) の＜2024 年度報告＞の表を参照してください。

(4) 付表２

①燃費法を用いて算定する輸送区分（ID）が一つでもある場合には、この表にその ID について記入してください。なお、燃費法とは単位燃料使用量当たりの輸送距離（km／l）から算定する方法ですが、船舶の場合の単位時間当たりの燃料使用量（l／h）から燃料使用量を推計する方法など、その他の各輸送機関の使用量と燃料使用量とを換算する係数から算定する方法も燃費法とみなすことができます。

②ID の設定方法や輸送区分の記載方法は第１表に合わせてください。

③「輸送距離」には車両等が荷主の貨物輸送を行った輸送距離（エネルギー使用量の算定範囲に含まれる輸送距離）の総和を記入してください。

④「エネルギー使用量」には固有単位量の数値（軽油の場合には kl）及び熱量換算量（GJ）を記入してください。具体的な固有単位量の単位及び熱量換算係数については、(2) の表を参照してください。
「平均燃費」は次式で求めて記載してください。

平均燃費＝輸送距離（km）／エネルギー使用量（数値）

⑤補足欄には、燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して、燃費の適用方法（4t 車の燃費は〇〇、10t 車の燃費は〇〇と設定等。ただし、積載率等の指標に応じて設定している場合その指標値も含む）、例外的事項（拡大推計を含む）、前年度からの算定方法の変更事項等を記載してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

＜2024 年度報告＞
①ＥＶに係る定期報告は、電力消費率（電費）と輸送距離を把握できる場合は、付表２により報告できます。その算出方法は、輸送距離を電力消費率で除することで電気使用量を算出します。
ＥＶを含めた非化石エネルギーを使用する自動車について、本格的な輸送実績の蓄積はこれからであることから、実測燃費が不明な場合に用いる「自動車の燃費表」（※ＥＶについては燃費を電力消費率に読み替えたもの）はありません。

②その他、バイオディーゼルや水素等の非化石燃料については、「エネルギー使用量」には固有単位量の数値（バイオディーゼルの場合には kl、水素の場合にはトン）及び熱量換算量（GJ）を記入してください。具体的な固有単位量の単位及び熱量換算係数については、(2) の＜2024 年度報告＞の表を参照してください。
「平均燃費」は次式で求めて記載してください。
平均燃費＝輸送距離（km）／エネルギー使用量（数値）
補足欄には、燃費法によるエネルギー使用量の算定に関して、燃費の適用方法（4t 車の燃費は〇〇、10t 車の燃費は〇〇と設定等。ただし、積載率等の指標に応じて設定している場合その指標値も含む）、例外的事項（拡大推計を含む）、前年度からの算定方法の変更事項等を記載してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

(5) 付表３
①トンキロ法を用いて算定する輸送区分（ID）が一つでもある場合には、この表にその ID について記入してください。

②ID の設定方法や輸送区分の記載方法は第１表に合わせてください。

③「輸送量」にはその輸送区分で輸送した貨物の輸送量を千トンキロ単位で記載してください。

④「エネルギー使用量」には固有単位量の数値（軽油の場合には kl）及び熱量換算量（GJ）

を記入してください。具体的な固有単位量の単位及び熱量換算係数については、(2)の表を参照してください。

⑤「平均積載率」にはトンキロ法の貨物輸送量当たり燃料使用量を設定した際に用いた積載率を記入してください。

⑥「エネルギー消費原単位」は次式で求めて記載してください。

エネルギー消費原単位（kl／トンキロ）

＝エネルギー使用量（kl）／(輸送量（千トンキロ）×1000)

となりますが、船舶、鉄道、航空機についてはエネルギー消費原単位を原油換算 kl ベースで記載してください。この場合、エネルギー消費原単位は下記のようになります。

エネルギー消費原単位（kl／トンキロ）

＝エネルギー使用量（GJ）×原油換算係数（0.0258kl/GJ）

／(輸送量（千トンキロ）×1000)

⑦補足欄には、トンキロ法によるエネルギー使用量の算定に関して、積載率の適用方法（4t 車の積載率は〇〇、10t 車の積載率は〇〇と設定等）、トンキロの算定方法、例外的事項（拡大推計を含む）、前年度からの算定方法の変更事項等を記載してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

なお、貨物輸送量あたりの燃料使用量の算定式は、2022 年 4 月に以下のとおり改正をしています。

揮発油（ガソリン）車：	① $x = 6.96 / (y / 100)^{0.927} / z^{0.612}$ （2022 年度基準達成車）
	② $x = 6.23 / (y / 100)^{0.927} / z^{0.565}$ （2015 年度基準達成車）
	③ $x = 14.4 / (y / 100)^{0.927} / z^{0.648}$ （その他）
軽油（ディーゼル）車：	① $x = 8.83 / (y / 100)^{0.812} / z^{0.623}$ （2025 年度基準達成車）
	② $x = 10.8 / (y / 100)^{0.812} / z^{0.654}$ （2022 年度基準達成車）
	③ $x = 14.0 / (y / 100)^{0.812} / z^{0.658}$ （2015 年度基準達成車）
	④ $x = 15.0 / (y / 100)^{0.812} / z^{0.654}$ （その他）

x：貨物輸送量あたりの燃料使用量［リットル / トンキロ］、y：積載率［%］、z：貨物自動車の最大積載量［kg］

※「軽油」「1,000kg 以上 2,000kg 未満」においては、2022 年度基準達成車が 2025 年度基準達成車より良い値となるため、2025 年度基準達成車の算定式を使用してください。

＜2024 年度報告＞

① 非化石エネルギーを使用する自動車についての本格的な輸送実績の蓄積はこれからであり、揮発油車や軽油車について定める「積載率が不明な場合の貨物輸送量あたりの

燃料使用量の算定式」（※　ＥＶについては電気使用量）を設定していないため、トンキロ法による報告はできません。付表１や付表２により報告してください。

②「電気の国内認証非化石エネルギー相当量等に係る情報」においては、以下のとおり記載してください。

・クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載してください。

（例）KC-000-000-000-000-001～000-000-000-000-100

・無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄としてください。

・非化石エネルギー量の欄には、当該証書等の非化石エネルギー相当量について、無効化や償却を行った場合は正の値、移転した場合は負の値で記載してください。また、熱証書等の場合は GJ、電力証書等の場合は kWh で記入し、該当する単位を丸で囲ってください。なお、本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を定期報告書に添付してください。

【証書等による非化石エネルギーのみなし使用量の計算方法等について】

対象となる証書等の詳細について

省エネ法において非化石エネルギーのみなし使用量として評価される証書等は、「国内クレジット」、「オフセット・クレジット」、グリーンエネルギーＣＯ$_2$削減相当量認証制度によって認証された「グリーン電力・熱証書」、「Ｊ－クレジット」です。なお、これらについては、非化石熱及び非化石電気を使用して温室効果ガスを削減したものに限ります※。また、これに加えて、非化石証書は非化石電気の使用量としてみなすことができます。

非化石熱、非化石電気それぞれで認められる証書等の種類は、まとめると下表の通りです。

熱	電気	その他
・非化石熱由来国内クレジット ・非化石熱由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン熱証書 ・非化石熱由来 J- クレジット	・非化石電気由来国内クレジット ・非化石電気由来オフセット・クレジット ・認証済グリーン電力証書 ・非化石電気由来 J- クレジット ・非化石証書	・その他我が国全体の非化石エネルギーへの転換に資するものとして適切であると認められる証書 等

※　例えばＪ－クレジットの場合、省エネルギー分野の方法論のうち EN-S-019、043、044 及び再生可能エネルギー分野の方法論において使用した非化石燃料、非化石熱及び非化石電気の量についてのみ、非化石エネルギーのみなし使用量として報告することができます。

計算方法について

証書等による非化石エネルギーのみなし使用量は以下の計算式で算出してください。非化石エネルギーへの転換に係る評価においては、使用した化石エネルギーのうち、この非化石エネルギー相当量分を非化石エネルギーに置き換えて計算を行います。

③「電気供給事業者からの購入した電力の種類及び非化石エネルギー割合に係る情報」については、以下のとおり記載ください。

・購入した熱又は電気のメニュー名を記載してください。

（記入例）
・「東京電力エナジーパートナー(株)(メニューJ(残差))」
・「北海道電力(株)(メニューA)」

・使用量の欄には、メニューごとのエネルギー使用量を記入してください。また、右欄には原油換算係数を0.0258(kl/GJ)として使用量の原油換算値を算出し、記入してください。

※電気の場合は、電気の一次換算係数を8.64(GJ/千kWh)として熱量換算した上で、原油換算係数を乗じてください。

・電気供給事業者から購入した電気における非化石割合の欄には、メニューごとの非化石割合を記入します。なお、電力メニューごとの非化石割合の算出は以下のとおり行ってください。

【電気事業者から購入した電気の非化石割合の算出方法】

非化石電気の使用量(GJ)
= 電気の使用量(千kWh)×8.64(GJ/千kWh)×電気事業者の非化石証書の使用状況(%)
＋（電気の使用量(千kWh)－電気の使用量(千kWh)×電気事業者の非化石証書の使用状況）×8.64(GJ/千kWh)×13(%)※

電気事業者の非化石証書の使用状況をA×100(%)とすると、
電力メニューごとの非化石割合は{A＋(1－A)×0.13}×100(%)と表せます。本表の非化石割合欄には、この割合を記入してください。

例）非化石証書の使用状況が20%の場合
{0.2+0.13−0.13×0.2}×100 ＝ 30.4(%)

なお、ＥＥＧＳでは、非化石証書の使用状況を入力すれば、当該電力メニューの非化石割合は自動計算します。また一部主要な電力メニューに関しては、システム上で非化石

割合を保持する想定です。
※電気事業者の非化石証書の使用状況の確認方法等については、今後追記する予定です。
また、非化石〇〇%メニューといった特定の電力メニュー契約等に関しては、当該非化石割合をそのまま記入してください。

④荷主連携省エネルギー措置によって使用したエネルギー使用量を記入し、必要に応じて第１表及び付表１～３の該当箇所に転記してください。

(6) 第２表

①第２表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の欄には、売上高、輸送コスト、輸送重量、輸送トンキロ等荷主としての委託輸送に係るエネルギー使用量と密接な関係を持つ値を記載し、その名称（売上高、輸送重量等）と単位（円、百万ｔ等）をそれぞれの（　）内に記入してください。必要に応じて補助単位（千、万等）を使用してください。いずれを選択するかについては、１年間の中で、ある時期については売上高、その他の期間については出荷重量ということはせずに、年間を通じて同一のものを記入してください。

なお、前年度以前に本報告をした場合には、原則として、その際に用いた種類及び単位により記載してください。事業構造の変化等のやむを得ない事情により種類及び単位を変更する場合には、その理由と新旧の種類及び単位による前年度・本年度の値の対比表を第４表に記入してください。

②第２表の上段の「年度」の欄には、当該年度を記入してください。

③「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」を複数設定した場合には、（　）内に値の種類及び単位を上から順に記載し、その行の右側に並ぶように順に数値を記載してください。また、第４表に複数の値から一つの原単位の分母を設定する方法を記入してください。

④「対前年度比」の欄は、第１表と同様に算出し、小数点以下第２位を四捨五入し百分率(%)で表示してください。

ただし、本年度において「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の種類及び単位を変更する場合には、以下のいずれかの方法により対前年度比を求めてください。

・前年度の値も今年度と同じ方法で設定して対前年度比を求める。
・今年度の値を前年度と同じ方法でも設定し、今年度の値の下に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。

＜2024 年度報告＞

・今年度の値を前年度と同じ方法でも設定し、新たに別の表に示す（書き切れない場合は別紙）。

前年度において報告義務がなく報告をしていなかった場合は、「対前年度比」の欄は、記入する必要はありません。

(7) 第３表

①上段の「年度」の欄には、当該年度を記入してください。

②「エネルギーの使用量（原油換算 kl）（Ⓑ－１及びⒷ－２）」の欄には、第１表の「原油換算 klⒷ－１及びⒷ－２」の値を使用してください。

③「エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（Ⓐ）」の欄には、第２表の「エネルギー使用量と密接な関係をもつ値Ⓐ」の値を使用してください。

④「対前年度比」の欄は、第１表と同様に算出し、小数点以下第２位を四捨五入し百分率(%)で表示してください。

ただし、本年度において第２表の「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」の種類及び単位を変更し、原単位の設定方法を変更する場合には、以下のいずれかの方法により対前年度比を求めてください。また変更する場合には第４表にその理由を示してください。

・前年度の原単位も今年度と同じ方法で算定して対前年度比を求める。

・今年度の原単位を前年度と同じ方法でも算定し、今年度の原単位の下に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。

＜2024 年度報告＞

・今年度の値を前年度と同じ方法でも算定し、新たに別の表に示す（書き切れない場合は別紙）。

前年度において報告義務がなく報告をしていなかった場合は、「対前年度比」の欄は、記入する必要はありません。

(8) 第４表

第２表において「エネルギー使用量と密接な関係を持つ値」を複数設定した場合、複数の値から一つの原単位の分母を算定する方法を記入してください。

[記入例]

A 部門では製品の出荷枚数を、B 部門では売上高を原単位の分母（エネルギー使用量と密

接な関係を持つ値）とし、それらの重み付け合算により分母を定めた。

具体的には、まずエネルギー使用量 1GJ あたりの出荷枚数（A 部門）と売上高（B 部門）とをそれぞれ以下のように求め、同じエネルギー使用量となる出荷枚数と売上高の換算係数を求めた。

A 部門：2,000 枚／50,000GJ＝0.04 枚／GJ

B 部門：600 百万円／12,000GJ＝0.05 百万円／GJ

よって、換算値（B 部門の売上高百万円に相当する A 部門の枚数）＝0.8 枚／百万円

これを用いて、重み付け合算値を、下記のように設定した。

2,000 枚＋600 百万円×0.8 枚／百万円＝2,480 枚

また、第３表においてエネルギーの使用に係る原単位の算定方法を変更した場合、変更した理由を記入してください。

なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

(9) 第５表の１

①上段の「年度」の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を順に記入してください（左から古い順に当該年度が右端となるよう記入してください）。

②「５年度間平均原単位変化」は、左から順に各年度における原単位の対前年度比をそれぞれⒸ－１、Ⓓ－１、Ⓔ－１、Ⓕ－１とした場合（Ⓕ－１は当該年度の原単位の対前年度比）、下記の式により求め、小数点以下第 2 位を四捨五入し百分率(%) で表示してください。

５年度間平均原単位変化（%）

$$＝((Ⓒ－1)\times(Ⓓ－1)\times(Ⓔ－1)\times(Ⓕ－1))^{1/4}\ (\%)$$

③「対前年度比」の欄は、第１表と同様に算出し、小数点以下第２位を四捨五入し百分率(%)で表示してください。

ただし、原単位の算定方法を変更した場合、以下のいずれかの方法で記入してください。

・過去の原単位も今年度と同じ方法で算定して対前年度比を求める。

・算定方法を変更する毎に記載する行を改行して記載する。変更した年度の原単位を前年度と同じ方法でも算定し、その年度の原単位の上（以前の算定方法での原単位を記載した行の右端）に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。

＜2024 年度報告＞

・算定方法を変更する毎に記載する行を改行して記載する。変更した年度の原単位を前

年度と同じ方法でも算定し、今年度の値を前年度と同じ方法でも設定し、新たに別の表に示す（書き切れない場合は別紙）。

① 旧省エネ法に基づく数値と改正省エネ法に基づく数値の両方を記載してください。なお、両方を記入いただくのは、法改正前後における評価の継続性を担保するため、経過措置として実施することとしております。経過措置については下図をご参照ください。

●５年度間平均エネルギー消費原単位の算定における、法改正に伴う経過措置について

改正省エネ法では、エネルギーの定義や一次エネルギー換算係数が見直されるため、事業者が算定するエネルギー消費原単位も変わる。省エネ取組の継続性を確保するため、５年度間平均エネルギー消費原単位の算定に当たっては、以下のとおり経過措置を設ける。

■ 2024 年度定期報告（2023 年度実績）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(95.92)	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	
対前年度比（%）		99.0	97.9	98.0	100.0	98.7

■ 2025 年度定期報告（2024 年度実績）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(94.96)	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	
対前年		97.9	98.0	100.0	98.0	98.5

改正前の省エネ法に基づく原単位変化

■ 2026 年度定期報告（2025 年度実績）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位	(92.97)	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	
対前年度比（%）		98.0	100.0	98.0	100.0	99.0

■ 2027 年度定期報告（2026 年度実績）

改正後の省エネ法に基づく原単位変化

	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年	原単位変化
エネルギー消費原単位	(91.11)	(91.11) 90	88.2	88.2	87.32	
対前年度比（%）		100.0	98.0	100.0	99.0	99.3

(10) *第５表の２*

①「荷主専属用輸送」とは、委託輸送のおけるいわゆる専属便であり、貨物輸送事業者との取引において長期にわたり車両を占有する輸送のことです。その他、貸切便や混載便であっても荷主が自らの貨物を輸送している車両を把握できる場合には報告の対象に含めることができます。

②「非化石エネルギー自動車割合」の「実績」において、「自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車の合計」（＝非化石エネルギー自動車割合の分母）及び「非化石エネルギー自動車の合計」（＝非化石エネルギー自動車割合の分子）は、運送状・運送引受書やそれに類する資料等から算出した数値を報告してください。

なお、「区分」の①～⑦毎に算定方法や単位を変えることはできません。

［記入例］

1．特定荷主をＸ社、輸送事業者をＹ社、Ｚ社とする。

2．Ｙ社は非化石エネルギー自動車Ａ車を保有、Ｚ社は非化石エネルギー自動車Ｂ車を保有している。

3．Ｘ社はＹ社と年間200件の専属輸送を委託し、その内10件をＡ車で輸送している。

（例）

200件の専属輸送に使用した車両台数が非化石エネルギー自動車割合の分母となり、Ａ車１台が非化石エネルギー自動車割合の分子となります。また、Ｙ社以外の輸送事業者Ｚ社にも、自家及び専属用輸送を委託している場合、Ｚ社に委託した台数と、そのうち非化石エネルギー自動車Ｂ車の台数を合算して報告します。

③「目標年度における定量目標の目安」は、車両総重量８トン以下の貨物自動車について「２０３０年度」において「５％」と設定しています。

④「目標」は中長期計画書にて設定した値を記入してください。非化石エネルギーの供給の状況及び貨物の輸送の実態等も勘案しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で目標を設定してください。例えば、都心の輸送がメインで、貨物輸送事業者の電気自動車の保有率が高く、既に電気自動車を活用できる環境にある場合は、目安の５％より高い目標を検討してください。また、非化石エネルギー自動車の市販されていない特殊な車両等を利用する荷主については、車両メーカーの開発状況等を考慮しながら可能な限り高い目標を検討してください。なお、２０３０年度に向けて、車両開発の進展や非化石エネルギーの供給の状況、貨物の輸送の実態等も勘案しつつ、中長期計画における目標を見直すことも可能です。その場合、設定の根拠等について、中長期計画や定期報告の参考情報欄に記入してください。

⑤「専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車」の「実績」は、バイオエタノール、バイオディーゼル、合成燃料等の混合割合が過半を占める燃料を使用する自動車の台数を記入してください。

⑥「電動車」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車のこと。ハイブリッド自動車を非化石エネルギーへの転換と捉えることはできませんが、省エネルギーに重要な役割を果たすことから、非化石エネルギーへの転換の取組の評価の際に参考事項として考慮しますので、使用したハイブリッドの台

数も記入してください。

⑦「バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車に係る情報」における「混合割合」は使用した燃料の割合を、「燃料使用量」は化石燃料を除いたバイオ燃料・合成燃料の使用量を記入してください。

⑧「充電設備の設置数」は、「目標年度における定量目標の目安」は現時点で設定していませんが、EV や PHEV の導入を促進するため、荷主においても自らのヤード等で設置を検討し、２０３０年度における設置数について目標を設定してください。充電設備の設置場所が必ずしも自己の土地や建物である必要はなく、倉庫業者が所有する物流センター等において設置に協力する場合も含めます。また、リース等で借り受けて充電設備の代金を支払っている場合や充電サービス会社に運営を委託するケースも設置数の対象に含めます。なお、出来る限り、どのような形態で充電設備を設置しているか記入してください。

［記入例］

- *充電設備設置数は全てリースで借り受けている。*
- *充電設備設置数のうち、10 口は委託している充電サービス会社が保有。*

⑨充電設備の他、車両総重量８ｔ超の貨物自動車の非化石エネルギー自動車の使用割合等は、今後目安を検討する予定です。荷主による先行的な取組を促す観点から、自主的に２０３０年度における目標を設定した場合に記入してください。車両メーカーの開発状況や関連する政府目標、導入支援制度のラインナップ等を踏まえ、中長期計画における目標を見直すことも可能です。その場合、設定の根拠等について、中長期計画や定期報告の参考情報欄に記入してください。

(11) 第６表

過去５年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均 1%以上改善できなかった場合とは、第５表の５年度間平均原単位変化が計算値で 99.0(%) を超えた場合が該当します。（イ）にその理由を記入してください。

[記入例]

- 取引先が変化し発送タイミングに対する予測精度が下がったため緊急輸送が多発したことにより積載率が低下した。
- 過去数年で製品単価が減少したため輸送量の割に原単位の分母となる売上高が低下し原単位が悪化した。
- 2 年前にエネルギー使用量の算定を改良トンキロ法から燃料法に変更した結果、内航

船舶によるエネルギー使用量の算定結果が〇%程度大きくなった。

・ 2000 年より物流における省エネルギーに積極的に取り組んだ結果積載率が〇〇%（2000 年）から〇〇%（2005 年）に既に向上しており（業界平均は約〇〇%と見られる)、商品構成の変動がある中、これ以上の積載率向上が困難だった。

またエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合とは、第５表の当該年度における対前年度比が計算値で 100.0%以上の場合が該当します。（ロ）にその理由を記入してください。なお、（ロ）の理由が（イ）と同じ場合には「（イ）と同じ」と記入してもかまいません。

[記入例]

・ 主要な取引先が遠隔地に移転したため輸送距離が〇%程度増加した。

・ 昨年までは調達先に工場まで輸送させていたが今年から〇〇の調達物流も自社が直接貨物輸送会社に委託して輸送するように変更したため原単位が悪化した。なお、複数の調達先から混載輸送して輸送するようにしたため調達物流を含む全体としてはエネルギー使用量が低減した。

なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

(12) 第７表

①第７表は、「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準（平成３０年１１月３０日)」（以下「判断基準」という。）に示される項目のうち、「Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準」に示す項目について、その遵守状況を記載するものです。

②対象項目について、該当するものに「■」印を付してください。

「２　主に企業向けの大口貨物の配送」及び「３　主に消費者向けの小口貨物の配送」については、該当するか否かの「有・無」を選択し、「有」の場合、対象項目の回答をお願いします。

(13) 第８表

当該年度に、荷主としてエネルギーの使用の合理化等に関し実施した具体的な措置について記入してください。判断基準に含まれないエネルギーの使用の合理化に関する取組を記載しても構いません。また、電気の需要の平準化に資する取組を行った場合には、第８表に記入してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

［記入例］

- 省エネルギー推進組織の新設又は整備若しくは活動。
- 省エネルギー活動計画の策定及び実施の状況。
- エネルギー効率向上のための基準の策定、改廃の状況。
- エネルギー効率向上のための物流効率化の取組状況。
- エネルギー効率向上のための設備等の整備。
- 省エネルギー活動のための貨物輸送事業者、着荷主等との連携・調整の状況。

＜2024 年度報告＞

当該年度に、荷主としてエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換（特に定性目標に対する取組）等に関し実施した具体的な措置について記入してください。判断基準に含まれないエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する取組を記載しても構いません。

また、電気の需要の最適化に資する取組を行った場合には、第８表に記入してください。なお、この欄に記載しきれない場合には、詳細を別紙に記載してください。

［記入例］

○　エネルギーの使用の合理化

- *省エネルギー推進組織の新設又は整備若しくは活動。*
- *省エネルギー活動計画の策定及び実施の状況。*
- *エネルギー効率向上のための基準の策定、改廃の状況。*
- *エネルギー効率向上のための物流効率化の取組状況。*
- *エネルギー効率向上のための設備等の整備。*
- *省エネルギー活動のための貨物輸送事業者、着荷主等との連携・調整の状況。*

○　非化石エネルギーへの転換

- *輸送機器や非化石燃料の技術開発・実証試験への参画。*
- *貨物輸送事業者等の連携し、輸送機器や充電インフラの導入計画を策定。*
- *輸送機器の積載量、航続距離、充てん又は充電時間等に考慮した配送計画等の運用ルールの策定。*
- *輸送機器への使用を目的とした非化石エネルギーの生産設備の整備・供給。*

○　電気の需要の最適化

- *電気需要最適化時間帯を踏まえた荷送りの時間帯の見直し。*
- *電気需要最適化時間帯を踏まえて充電時間帯を変更。*
- *蓄電池の活用し、電気需要最適化時間帯を踏まえて充電・放電。*

(14) 第９表

■1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

付表１～３に示される燃料種類ごとの燃料等使用量から算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量をｔ単位の二酸化炭素量で記入してください。ただし、付表 3 に示される鉄道、船舶、航空機については、輸送量（千トンキロ）から二酸化炭素の排出量を算定してください。また、記入する数値は、原則として有効桁数によらず小数点以下の数字を切り捨てた整数値としてください。なお、燃料種類ごとのエネルギー使用量あたりの二酸化炭素排出量及び鉄道、船舶、航空機における輸送量あたりの二酸化炭素排出量は次のとおりです。

〇燃料種類ごとのエネルギー使用量あたりの二酸化炭素排出量

・燃料

二酸化炭素排出量＝エネルギー使用量（GJ）×排出係数（tC／GJ）×44／12

・電気

二酸化炭素排出量＝電気使用量（kWh）×排出係数（tCO_2／kWh）

No.	燃料・電気の種類	単位	排出係数
1	ガソリン	GJ	0.0183tC／GJ
2	軽油	GJ	0.0187tC／GJ
3	A 重油	GJ	0.0189tC／GJ
4	B・C 重油	GJ	0.0195tC／GJ
5	液化石油ガス(LPG)	GJ	0.0161tC／GJ
6	ジェット燃料油	GJ	0.0183tC／GJ
7	都市ガス	GJ	0.0136tC／GJ
8	電気	kWh	注２

出典：特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令別表第１

注１：排出係数は年により変化する場合があるため最新のデータを利用してください。

注２：電気については、国から公表される電気事業者ごとの排出係数を利用してください。

＜2024 年度報告＞

なお、原則として充電を行った充填ステーションに該当する排出係数を輸送事業者等に確認するなどして、算定してください。排出係数情報の提供が受けられなかった場合に限り、当制度ホームページで公表されている「電気事業者別排出係数一覧」に掲載の代替値の係数ご使用ください。

参照：http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc

参照（電気自動車）：https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/qa

〇鉄道、船舶、航空機における輸送量あたりの二酸化炭素排出量

輸送機関	CO_2排出原単位 （gCO_2／トンキロ）
鉄道	22
船舶	39
航空機	1,490

注１：原単位は年毎に変化するため最新のデータを利用してください。

注２：デフォルト値として示した上記原単位のほかに、今後新たに詳細な原単位が設定された場合には、国のガイドライン（ロジスティクス分野における CO_2 排出量算定方法共同ガイドライン）や業界の設定値を参考にして活用してください。

※エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定等、**第９表**の記入については、「温対法」に基づく「温室効果ガス排出量　算定・報告・公表制度」のホームページ上に掲載中の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照して下さい。

＜温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル＞

https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual

■2 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数について、区分別に算定方法又は係数の内容を記載してください。ここでいう算定方法又は係数とは、燃料使用量または電気の使用量から二酸化炭素排出量を求める際の算定方法又は係数を指しています。このため具体的には、燃料法又は燃費法において、鉄道や電気自動車に自家発電の際の排出係数(tCO_2／kWh)を用いた場合などが該当します。

■3 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

まず、１．の報告が「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」に相当し、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 3 第 1 項に基づく権利利益の保護に係る請求を行う場合、「１．有」に〇をつけ、権利利益の保護に係る請求を添付してください。請求を行わない場合には、「２．無」に〇をつけてください。

（参考）地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 3 における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について

https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/claim/law21_3kijun

次に、１．の報告に関して、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 8 第 1 項に基づき、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供を行う場合、「１．有」に〇をつけ、当該様式（温対法様式第２）を添付してください。提供を行わない場合には、「２．無」に〇をつけてください。

別添資料１

事業所管大臣の一覧（表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。）

事業所管大臣		所管する事業
内閣総理大臣	警察庁	●自動車運転教習所 ●警備保障 ●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣と共管） ●質屋 ●中古品の売買
	金融庁	●特定目的会社（SPC） ●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管 ●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管
総務大臣		●信書送達業（郵便法第５条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うこと） ●放送業 ●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。） ●通信工事（国土交通大臣と共管） ●宝くじの販売
財務大臣		●貴金属（金属製品を除く。）の売買※又は輸出入※ →貴金属（アクセサリー）の加工は経済産業大臣所管 ●酒類、たばこ又は塩の製造、売買又は輸出入※ ●通関業※
文部科学大臣		●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。 ●著作権に関する事業 ●出版物の製造、製作 ●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要 ●宗教団体、宗教団体事務所 ●学術・文化団体 ●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売 ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）
厚生労働大臣		●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ ・医薬品（動、植物用を除く。） ・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管） ・医薬部外品 ・食品添加物（農林水産大臣と共管） ・化粧品（研究開発に限る。）※ ・食肉加工製品（農林水産大臣と共管） ・栄養食品（農林水産大臣と共管） ・健康食品（農林水産大臣と共管） ・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※） ・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※） ・眼鏡、コンタクトレンズ ・健康維持用品※

事業所管大臣	所管する事業
厚生労働大臣	●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管） ●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテルに基づく登録を受けているもの）を除く。） ●洗濯 ●理容 ●美容 ●公衆、特殊浴場 ●映画館※ ●劇場 ●興行場 ●臨床検査 ●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない。）
	●上水道業 ●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業 ●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管） ●民営職業紹介事業 ●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管
農林水産大臣	●農林水産（畜産を含む。） ●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※ ●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップ又は、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠又は木材チップは※）、又は輸出入※、リース※ ・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管） ・食用アミノ酸 ・グルタミン酸ソーダ ・イースト又は酵母剤 ・動植物油脂 ・飼料 ・氷 ・肥料※ ・農薬（厚生労働大臣と共管） ・動、植物用医薬品 ・動植物用医療機器 ・農機具※ ・温室 ・園芸用品 ・生糸 ・麻のねん糸 ・木材 ・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） →塗装した単板・合板は経済産業大臣専管 ・真珠（養殖・加工剤を含む。） ・装身具（真珠を含む場合に限る。）※ →装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管 ・栄養食品（厚生労働大臣と共管） ・健康食品（厚生労働大臣と共管） ・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管 ・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。 ・食品添加物（厚生労働大臣と共管） ・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管） ●農林園芸用施設の資材の製造販売 ●木材薬品処理業※ ●造園業 ●給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要） ●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管） ●競馬場

事業所管大臣	所管する事業
経済産業大臣	●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管又は他の大臣間の共管の事業以外の事業 このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照して下さい。 経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業の全てではありません。） ・航空機（製造、卸売、輸出入）　・自動車（製造、卸売、輸出入） ・武器（製造、売買、輸出入）　・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・フィルム（製造、売買、輸出入）　・貴金属（アクセサリー）の加工 ・新聞業　・印刷業　・総合リース業 ・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管 ・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要 ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場又は競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管 ・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要 ・スポーツ・プロモーション　・興信所　・広告、宣伝 ・経営コンサルタント業　・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管）　・集金代行 －原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。 －原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管 －油脂は石油に含まれません。 －加工は製造に含まれます。

事業所管大臣	所管する事業
国土交通大臣	●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管） ●梱包※ ●鉄道業 ●港湾運送関連事業 ●船舶仲立（貸渡・売買・運航委託の斡旋） ●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。） ●サルベージ ●海事業務（検数・検量・鑑定等） ●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、舶用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※又はリース※ ●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナーを含み、自動車又は原動機付自転車を除く。）の製造、売買※又はリース※ ●自動車の小売※、リース※ ●自動車の整備 ●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●航空機の整備 ●旅行業 ●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの） ●倉庫業 ●自動車の競走場 ●遊園地 ●気象観測・予報等 ●自動車道事業 ●建設業 ●測量業 ●不動産業 ●下水道業 ●建築士
環境大臣	●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管） ●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管

（注１）複数の事業を行っている特定荷主においては、主たる事業には日本標準産業分類の細分類に従って記入して下さい。

（注２）複数の大臣が共管する事業を主たる事業として行う場合には、複数の事業所管大臣の全てに提出いただくと共に、経済産業大臣にも併せて提出して下さい。

（注３）学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

（注４）国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体にかかる事業所の事業については、原則として事業の内容によって判断します。

（注５）以下の事業所管大臣が所管する事業を行っている場合には、以下の地方支分部局の長に提出するようにして下さい。

省　庁　名	担　当　課
財務大臣	財務局長（本社機能を有する事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣	地方厚生局長（本社機能を有する事務所の所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合には四国厚生支局長）
農林水産大臣	地方農政局長
経済産業大臣	経済産業局長
国土交通大臣	地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長
環境大臣	地方環境事務所長
金融庁	財務局長（本社機能を有する事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）

・ 農林水産大臣が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が北海道の場合には、北海道農政事務所長が提出先となります。

・ 財務大臣（国税局長）が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が沖縄県の場合には、沖縄国税事務所長が提出先となります。

・ 財務大臣（財務局長）、農林水産大臣（地方農政局長）、経済産業大臣（経済産業局長）、国土交通大臣（地方整備局長・地方運輸局長）が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が沖縄県の場合には、沖縄総合事務局長に１通提出することとなります。

別添資料２

定期報告書の提出先一覧

省庁名	担当局部課	窓口電話番号（FAX 番号）
警察庁	長官官房　総務課	03-3581-0141（内線 2146） （03-3581-0559）
金融庁	総務企画局 政策課（照会先） （提出先は各監督担当課まで）	03-3506-6000（内線 3116） （03-3506-6267）
総務省	大臣官房企画課	03-5253-5111（内線 5158） （03-5253-5160）
法務省	大臣官房 秘書課	03-3580-4111（内線 2086） （03-5511-7200）
外務省	国際社会協力局 気候変動課	03-5501-8000（内線 4361） （03-5501-8244）
財務省	北海道財務局	011-709-2311（内線4242） （011-709-2196）
	東北財務局	022-263-1111（022-217-3013）
	関東財務局	048-600-1111
	北陸財務局	076-292-7860（総務課） （076-291-6226）
	東海財務局	052-951-1772（総務課） （052-951-0194）
	近畿財務局	06-6949-6350
	中国財務局	082-221-9221 （082-502-3688）
	四国財務局	087-831-2131 （087-862-8780）
	九州財務局	096-353-6351（096-324-0926）
	九州財務局 福岡財務支局	092-411-7281
	沖縄総合事務局 財務部	098-866-0091（財務課） （098-860-1152）
	札幌国税局	011-231-5011
	仙台国税局	022-263-1111
	関東信越国税局	048-600-3111
	東京国税局	03-3216-6811
	金沢国税局	076-231-2131
	名古屋国税局	052-951-3511

省庁名	担当局部課	窓口電話番号（FAX 番号）
財務省	大阪国税局	06-6941-5331
	広島国税局	082-221-9211
	高松国税局	087-831-3111
	福岡国税局	092-411-0031
	熊本国税局	096-354-6171
	沖縄国税事務所	098-867-3601
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部参事官(技術担当)付	03-6734-2326 （03-6734-3695）
厚生労働省	北海道厚生局	011-709-2311 （011-709-2704） （総務課）
	東北厚生局	022-726-9260（総務課） （022-726-9267）
	関東信越厚生局	048-740-0711（総務課） （048-601-1325）
	東海北陸厚生局	052-971-8831（総務課） （052-971-8861（総務課，健康課））
	近畿厚生局	06-6942-2241（06-6946-1500）
	中国四国厚生局	082-223-8181（総務課） （082-223-8155）
	四国厚生支局	087-851-9565（087-822-6299）
	九州厚生局	092-707-1115（総務課） 098-853-7350（沖縄分室） （092-707-1116（総務課）） （098-853-4495（沖縄分室））
農林水産省	食料産業局バイオマス循環資源課（本省）	03-3502-8111（内線 4321） （03-6744-2067）
	東北農政局経営・事業支援部事業戦略課	022-263-1111（内線 4373） （022-722 -7378）
	関東農政局経営・事業支援部事業戦略課	048-600-0600（内線 3881） （048-740-0081）
	北陸農政局経営・事業支援部事業戦略課	076-263-2161（内線 3954） （076-234 -3076）

省庁名	担当局部課	窓口電話番号（FAX 番号）
	東海農政局経営・事業支援部事業戦略課	052-201-7271（内線 2735） （052-219-2670）
	近畿農政局経営・事業支援部事業戦略課	075-451-9161（内線 2767） （075-414-7345）
	中国四国農政局経営・事業支援部事業戦略課	086-224-4511（内線 2162） （086-224 -7713）
	九州農政局経営・事業支援部事業戦略課	096-211 -9111（内線 4391） （096-211 -9825）
	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食品・環境課	098-866-1673（内線 83496） （098-860-1179）
国土交通省	総合政策局 環境政策課（本省）	03-5253-8111（内線 24322）
	東北地方整備局	022-225-2171（大代表）
	関東地方整備局	048-601-3151
	北陸地方整備局	025-280-8880
	中部地方整備局	052-953-8119（代表）
	近畿地方整備局	06-6942-1141（代表） （06-6943-1629）
	中国地方整備局	082-221-9231（代表）
	四国地方整備局	087-851-8061（代表）
	九州地方整備局	092-471-6331（代表）
	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部	098-866-1901（管理課） （098-866-9049）
	北海道開発局	011-709-2311
	北海道運輸局	011-290-2724
	東北運輸局	022-791-7509
	関東運輸局	045-211-7267
	北陸信越運輸局	025-244-6116
	中部運輸局	052-952-8045
	近畿運輸局	06-6949-6466
	神戸運輸監理部	078-321-3144
	中国運輸局	082-228-3495
	四国運輸局	087-825-1173
	九州運輸局	092-472-2330
	内閣府沖縄総合事務局 運輸部	098-866-0031（企画室） （098-866-1812）

	東京航空局	03-5275-9292
	大阪航空局	06-6949-6211
環境省	北海道地方環境事務所　環境対策課	011-299-1952（直通）
	東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871（直通）
	関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814（直通）
	関東地方環境事務所　新潟事務所	025-249-7575（代表）
	中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132（直通）
	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0700（代表）
	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1577（代表）
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	082-511-0006（代表）
	中国四国地方環境事務所 高松事務所	087-811-7240（代表）
	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	096-214-0311（代表）
	九州地方環境事務所 福岡事務所	092-437-8851（代表）
防衛省	大臣官房 文書課 環境対策室	03-3268-3111（内線 20904） （03-5261-2327）